

# 埼玉県教育環境整備基金事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育環境整備基金条例（平成27年条例第73号。以下「条例」という。）に基づき、埼玉県教育環境整備基金（以下「基金」という。）の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (基金の造成)

第2条 条例第2条第2号に規定する額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条における財産処分の承認の際に、基金に積み立てることを条件に国庫納付金を免除される額とする。

## (寄附者等)

第3条 法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者は、寄附を行うことができない。

- (1) P T A、後援会又はそれに類する団体
- (2) 第4条第2号の寄附については、当該県立学校に在籍する生徒又はその保護者

2 寄附は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 指定寄附金であることを寄附者が承諾し、基金の趣旨に賛同した寄附であること。
- (2) 寄附者の自発的な寄附であること。

## (寄附金の種類)

第4条 寄附金の種類及び用途は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附A 県立学校全般の特色ある学校教育の推進に資する経費
- (2) 寄附B 特定の県立学校の特色ある学校教育の推進に資する経費。なお、特定の県立学校は、寄附Bの募集を行っている学校から寄附者が指定するものとする。

## (寄附金の経理)

第5条 寄附金は、寄附者の意向を踏まえ、寄附Aと寄附Bに振り分けて受け入れる。

2 プランが策定されていない県立学校に対し、寄附Bの申込みがあった場合には、その全額を寄附Aとして受け入れるものとする。

3 寄附者は次のいずれかの方法により寄附金を県に納付するものとする。

- (1) 教育局教育総務部財務課（以下「財務課」という。）において現金での寄附をする場合、別に定める寄附申込書
- (2) 金融機関（埼玉県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関をいう。以

下同じ。)において現金での寄附をする場合、別に定める納付書

(3) 県が提供する電子申請システムにおけるフォームにおいて、電子収納サービスでの寄附をする場合、当該フォーム

(4) 県と契約を締結している指定代理納付者又は外部連携事業者が提供するふるさと納税に係るインターネットサイトにおけるフォームを利用する場合、次のいずれかの方法

ア クレジットカードでの寄附をする場合、当該フォーム

イ 第2号の納付書での寄附をする場合、当該納付書

4 基金の運用により生ずる運用益のうち寄附金によるものは、寄附Aに帰属するものとする。

(つなぎ資金)

第5条の2 事業実施時に寄附Bでは不足する額については、寄附B以外の基金等を財源として埋めるものとする。

2 前項で埋めた財源(以下「つなぎ資金」という。)については、利息は生じないものとする。

3 つなぎ資金は、当該寄附Bの募集期間内に復元に努めるものとする。

4 前項による復元を行い、残額が生じた場合は、原則として寄附Aとして扱う。

(寄附金の不返還)

第6条 寄附金は、返還しないものとする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(寄附者名簿)

第7条 財務課長は、基金に係る寄附者名簿を備え、寄附金を受け入れた都度、所定の事項を整理しておくものとする。

2 前項の名簿は様式第1号のとおりとする。

(寄附者の公表)

第8条 財務課長は、寄附者について、県のホームページその他適切な方法により、寄附者の了解を得て公表することができる。

(基金の積立及び取崩時期)

第9条 毎年度基金として積み立てる時期は、原則として次のとおりとする。

(1) 条例第2条第2号に定める売払代金の一部 支出決定による。

(2) 寄附金 3月

(3) 運用益金

3月

2 毎年度基金を取り崩す時期は、原則として3月とする。

(基金の広報)

第10条 基金に関しては、県のホームページその他適切な方法により随時広報を行い、広く県民等の理解と協力を求めるものとする。

(庶務)

第11条 基金に関する庶務は、教育局教育総務部財務課において処理する。

(その他の事項)

第12条 プランの策定要綱その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。